

久留米市における自転車駐輪場（駐輪場）の附置義務の概要

1. 根拠条例

久留米市自転車等の放置防止及び自転車駐輪場の整備に関する条例

2. 附置義務の主な内容

(1) 指定区域

「商業地域」及び「近隣商業地域」内で、都市計画法第8条第1項第8号に規定する「駐輪場整備地区」

(2) 対象施設と駐輪場の規模

指定区域内に下表の施設を新築及び増築する者は施設もしくはその敷地内または施設から概ね50m以内の場所に設置する。

施設の使用	施設の規模	駐輪場の規模
百貨店、スーパーマーケット等小売店舗	店舗面積が400㎡以上	店舗面積20㎡ごとに1台
銀行	店舗面積が500㎡以上	店舗面積25㎡ごとに1台
遊技場	店舗面積が300㎡以上	店舗面積15㎡ごとに1台

(店舗面積の考え方)

- ・百貨店、スーパーマーケット等小売店舗：ショールーム、承り所、物品加工修理場及びその他利用者のための場所
- ・銀行：銀行室、待合室、ホール、一般応接室、ショウウィンドウその他利用者のための場所
- ・遊技場：遊技室、景品交換所及びその他利用者のための場所

お問い合わせ先

久留米市 都市建設部 交通政策課

電話 0942-30-9092 FAX 0942-30-9714

(3) 算定方法

①新築（用途が一つの施設）

店舗面積÷駐輪場の規模

②新築（混合用途施設 ※2以上の用途）

用途ごとの台数の合計

※算定した台数の合計が20台以上である場合に適用

③増築（用途が一つの施設）

増築後の施設の店舗面積÷駐輪場の規模

※既存駐輪場の規模を控除した台数を新たに設置

④増築（混合用途施設）

増築後の施設の用途ごとの台数の合計

※算定した台数の合計が20台以上である場合に適用

※既存駐輪場の規模を控除した台数を新たに設置

⑤大規模施設（店舗面積5000㎡以上）

店舗面積5000㎡までの部分÷遊技場の基準+店舗面積5000㎡を越える部分÷遊技場の基準÷2

※混合用途施設の場合は各用途の店舗面積を合計して算定

⑥敷地が指定区域の内外にわたる施設

敷地が内外にわたるときは施設の全部を対象とし、施設が内外にわたるときは指定区域に存する部分を対象とする。

(4) 駐輪場の構造及び設備

駐車台数1台につき1㎡以上とし、通路幅員は1.5m以上とする。特殊な装置を用い、市長が認める場合はこの限りではない。

(5) 駐輪場設置の届出

駐輪場を設置する者はあらかじめ所定の事項を市長に届けなければならない。届け出た事項を変更する場合も同様である。